

事業者の皆様へ

事務所、商店、飲食店、工場、農業、病院などの事業活動に伴って排出されるごみは「事業系ごみ」です。

注意 地域のごみ集積場所へ事業系のごみは出せません！

POINT

●廃棄物処理法により、事業系ごみは自ら処理するか、許可を持つ処理業者に委託することが「事業者の責務」となっています。

●事業者が行う「事業活動」は、営利・非営利、法人・個人、事業規模の大小は問いません。

※事業系ごみを地域の集積場所に出すことは、「不法投棄」にあたり、罰則として5年以下の懲役や1000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）が廃棄物処理法によって定められています。

事業系ごみの種類

※盛岡市の場合。他市町の事業系ごみについては、該当の市町へお問い合わせください。

「事業系ごみ」は、家庭ごみとは分別・排出ルールが異なります。

事業系ごみ



事業活動
で発生

※地域の集積場所
へは出せません！

産業廃棄物



法令で定められた20種類の廃棄物をいいます。産業廃棄物の処理業者に引き渡す必要があり、市等の処理施設に搬入することができません。

【具体例】

- 廃プラスチック類
- ガラスくず
- 金属くず
- 廃油

※スプレー缶は産業廃棄物です。金属くずとして処理して下さい。

資源



事業系ごみには再資源化できるものが含まれています。産業廃棄物や一般廃棄物に混ざらないように分別しましょう。

【具体例】

- 古紙
- びん・缶・ペットボトル

資源回収業者へ直接持ち込むことで、コスト削減につなげることもできます。

(事業系) 一般廃棄物



事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいいます。一般廃棄物の収集運搬業者へ引き渡すか、市等の処理施設に直接搬入します。

【具体例】

- 生ごみ
- 繊維くず
- 紙くず
- 木くず



詳しくは、「事業者向けごみ分別辞典」をご覧ください。

「事業者向けごみ分別辞典」は盛岡市環境部資源循環推進課でお渡ししています。

市のホームページからダウンロードすることもできます。ぜひ、ご活用ください。



事業系ごみの出し方

※盛岡市の場合。他市町の事業系ごみについては、該当の市町へお問い合わせください。



産業廃棄物

産業廃棄物の収集運搬業者へ委託



施設へ直接搬入（要件有。注意が必要）

産業廃棄物の処理にはマニフェストの交付が必要です。



民間の施設
産業廃棄物処分業者



産業廃棄物の許可業者の一覧はこちら

産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の案内

（一社）岩手県産業資源循環協会
TEL 019-625-2201



資源

びん・缶・ペットボトル

資源回収業者または産業廃棄物の収集運搬業者へ委託



施設へ直接搬入



民間の施設
資源回収業者または産業廃棄物処分業者



資源

古紙

資源回収業者または一般廃棄物の収集運搬業者へ委託

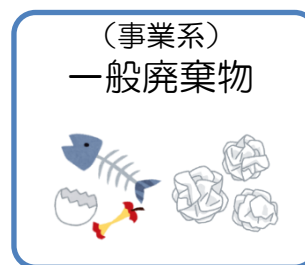


施設へ直接搬入



民間の施設
資源回収業者

※従業員の飲食に伴うびん・缶・ペットボトル（中を水ですすいで、ふたとラベルを外したもの）に限り、一般廃棄物の収集運搬業者へ処理を委託するか、盛岡市リサイクルセンター（都南地域は清掃センター）へ直接搬入ができます。



（事業系）
一般廃棄物

一般廃棄物の収集運搬業者へ委託



施設へ直接搬入



※資源化可能な古紙類の搬入はできません。

資源回収業者、一般廃棄物の許可業者の一覧はこちら



事業系ごみの分別・減量（資源の分別等）に是非ご協力ください！

【ごみの分別・減量化の目的】

- 1 天然資源の枯渇や地球温暖化を防ぐため
- 2 ごみ処理のコストを抑えるため
- 3 **今ある最終処分場の埋立地を長期間使うため**

- ・可燃ごみでも必ず焼却灰は発生。埋める場所がないと、ごみ処理が滞る。
- ・盛岡市では令和18年に埋立地が満杯になると推計（平成30年測量による）。子供達が大人なる頃には処分場が一杯になる可能性も。

ごみ減量



盛岡の子供たちに「持続可能な社会」を届けましょう！

お問い合わせ先：盛岡市環境部資源循環推進課 TEL019-626-3733